相　続　税　法

本試験問題

〔第一問〕

問１　次の設例に基づき、以下の⑴から⑶までの問に答えなさい。

［設例］

被相続人甲は、令和元年８月１日に死亡した。相続人は、子Ａ、子Ｂ、子Ｃの３人であり、被相続人甲の死亡事実は死亡日において知った。

被相続人甲の財産は、居住用の宅地及び家屋5,000万円、預貯金4,000万円、有価証券3,000万円の合計１億２千万円であった。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかったことから、相続人は相続税法第55条の規定に基づき相続税の期限内申告を共同で行った。

その後、次のように遺産分割の協議及び特別寄与料の額の協議が成立した。

①　被相続人甲が、生前、居住の用に供していた宅地及び家屋は、Ａが相続した。Ａは、Ａの配偶者Ｄと共に、その家屋で被相続人甲と同居していたが、相続税の申告期限以降も居住を継続している。

②　Ａの配偶者Ｄは、被相続人甲と同居し、その療養看護を務めていたことから、相続開始後、相続人であるＢ及びＣに対し寄与に応じた額の特別寄与料の支払いを請求し、700万円の特別寄与料の支払いを受けることとなった。

③　Ｂ及びＣは、預貯金及び有価証券を２分の１ずつ取得した。

⑴　Ａが、被相続人甲の居住の用に供されていた宅地について小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の４）を適用するための手続について説明しなさい。

⑵　相続税法に特別寄与料に係る規定が設けられている理由に触れつつ、Ｄの相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について説明しなさい。

⑶　相続税法上、子Ｂ及び子Ｃの取ることができる申告等の手続について説明するとともに、子Ｂ及び子Ｃの課税価格の計算について説明しなさい。

〔第二問〕【資料１】２（注６）

６　長女Ｂは、被相続人甲に係る相続について、適法に相続の放棄をしている。また、長女Ｂは、身体障害者福祉法第15条４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級である者と記載されている。長女Ｂは前妻丙が死亡した際、本人及びその家族について、障害者控除の適用を受け、相続税を納付している。その当時は身体障害者手帳に三級と記載されていたが、障害の程度が重くなり、平成29 年（2017年）３月10日に一級になった。なお、前妻丙死亡の当時の障害者控除の計算に用いられる年齢は、「70歳」であり、その金額は１年につき、一般障害者は60,000円、特別障害者は120,000円であった。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕問２

問２　民法第1050条に規定する、特別寄与者による特別寄与料の請求が認められ、その金額が確定した場合について、以下の問に答えなさい。なお、遺産は基礎控除額を超えているものとし、贈与は受けていないものとする。

⑴　相続税法上、相続税の課税価格を計算するうえで、特別寄与者及び相続人が特別寄与料の金額が確定したことにより特に留意すべき事項について説明しなさい。

⑵　相続税の申告期限後に特別寄与料の請求が認められ、その金額が確定した場合において、特別寄与者及び相続人が行うこととなる申告等の手続きについて説明しなさい。ただし、共同提出等及び延滞税の取扱い等については説明を要しない。

●直前予想答練　第２回〔第一問〕問２

問２　次の設例に基づいて、分割協議が調った後に各相続人がとることができる申告手続及び事由について説明しなさい。ただし、重複する規定については、その旨を示したうえで省略してよい。

【設例】

１　被相続人甲は、令和２年７月９日に死亡し、相続人は全員同日にその事実を知った。被相続人甲の親族は子Ａ、子Ｂ、及び子Ｃの３人であり、相続の放棄をした者はいない。

２　被相続人甲の遺産はすべて国内財産210,000,000円であったが、相続税の申告期限までに分割協議が調わなかったため、相続税法第55条の規定により課税価格を計算し、期限内申告書を提出した。なお、この時の相続税の総額は27,600,000円であった。

３　令和３年10月に未分割の遺産210,000,000円について分割協議が調い、各相続人は以下のとおり財産を取得した。なお、相続税の総額は24,599,400円となった。

子Ａが取得した財産：50,000,000円※
子Ｂが取得した財産：80,000,000円
子Ｃが取得した財産：70,000,000円

※　子Ａは小規模宅地等の特例の適用を受けて、10,000,000円が減額されている。

４　上記以外の事項については考慮する必要はない。

●合格情報補助問題〔第二問〕【資料１】２（注６）

６　Ｂの子Ｅは、被相続人甲に係る相続開始時において、一般障害者に該当している。なお、Ｂの子Ｅは出生時から平成30年４月までは特別障害者であったが、障害の程度が回復し、平成30年５月より一般障害者となっている。

ズバリ的中!

〔第二問〕３

⑴　宅地Ｈは、配偶者乙へ遺贈する。

宅地Ｈ（300㎡）は、路線価地域（普通住宅地区）に所在しており、その地形等は以下のとおりである。

なお、宅地Ｈのうち、Ｉ部分は被相続人甲が友人Ｋから賃貸借契約に基づき借り受け、部分は被相続人甲が自ら所有しており、被相続人甲はこれらの宅地を、次の⑵の家屋Ｌの敷地の用に供していた。

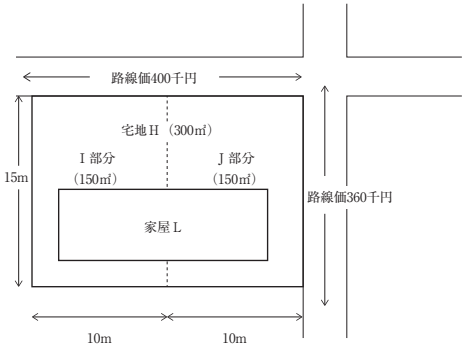

⑵　家屋Ｌは、配偶者乙へ遺贈する。

家屋Ｌ（固定資産税評価額10,000,000円）は、上記⑴の宅地Ｈの上に存する建物である。なお、被相続人甲は、相続開始直前において、配偶者乙、次男Ｃと同居し、この家屋を自己の居住の用に供していた。配偶者乙は、この宅地Ｈと家屋Ｌを、被相続人甲の友人Ｋに申告期限までに売却している。

●上級演習　第７回〔第二問〕【資料１】３

①　配偶者乙が取得した財産

イ　Ｇ区の宅地ａ　　198㎡

ロ　Ｇ区の借地権ｂ　154㎡

この宅地及び借地権は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、宅地及び借地権の評価並びに小規模宅地等の特例の計算に当たって、評価額等をあん分する場合には、地積によりあん分する方法による。

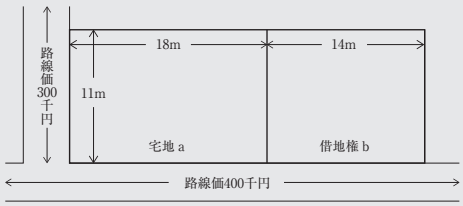

〔第二問〕３

⑷　家屋Ｎは、孫Ｆへ遺贈する。

家屋Ｎ（固定資産税評価額8,000,000円）は、上記⑶の宅地Ｍの上に存している。家屋Ｎは、被相続人甲が、平成29年３月31日まで友人Ｏに賃貸借契約に基づき貸し付けていたが、その後、新たな賃借人が入居するまでの間、甲の書斎として使用していたものである。被相続人甲は、平成30年８月１日以降、友人Ｐに賃貸借契約に基づき貸し付けている。相続開始時において、令和２年５月末日までに支払われるべき家賃80,000円がまだ支払われていない。孫Ｆは、この貸付事業を引き継ぎ、相続税の申告期限においてもその貸付事業の用に供している。

５　上記の資料に記載されているものの他、相続開始時における被相続人甲の債務は3,160,000円である。このうち、孫Ｆが遺贈により取得した家屋Ｎに係る預かり保証金160,000円については、上記３の遺言に基づき、孫Ｆが負担し、その他の債務については、配偶者乙が負担することになった。

●直前予想答練　第２回〔第二問〕【資料１】３⑴

建物Ｉは、宅地Ｈの上に建てられている５階建ての建物（各階の床面積は全て100㎡、利用効率は均等である。）で、固定資産税評価額は60,000,000円である。この建物の使用状況は、１階から３階部分は、平成15年より賃貸借契約に基づき継続して第三者に貸付け（この賃貸借契約に当たっては、返還義務のある保証金2,000,000円を取得しており、相続開始時点での家賃の未収金が500,000円ある。）、４階部分は母丁（被相続人甲と生計を一にしている。）の居住用として使用貸借、５階部分は被相続人甲と配偶者乙の居住用として使用されている。これらの使用状況は、被相続人甲に係る相続税の申告期限まで配偶者乙により継続されている。なお、母丁と配偶者乙との間で家賃等の授受はない。

〔第二問〕【資料１】３

⑺　宅地Ｓは、次男Ｃに遺贈する。

宅地Ｓ（164㎡）は、被相続人甲が、次の⑻のＴ社に年額2,880,000円の地代で貸付けていた。被相続人甲は、借地権の設定に際し権利金は受け取っておらず、Ｔ社との連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している。

この宅地は、平成10年に貸付けを開始して以来、Ｔ社所有の倉庫の敷地として使用されており、相続開始後も引き続きＴ社の事業の用に供されている。次男Ｃは、Ｔ社に対し引き続き賃貸借を継続しており、当面売却する予定はない。

（宅地の資料）

自用地としての相続税評価額	
平成30年	78,000,000円
令和元年	80,000,000円
令和２年	82,000,000円
相続開始時における通常の取引価額	95,000,000円
通常の地代の年額	2,880,000円

●直前予想答練　第３回〔第二問〕【資料１】３

⑶　宅地Ｍ（110㎡）及び宅地Ｎ（121㎡）は、子Ａへ遺贈する。

宅地Ｍ及び宅地Ｎは、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地Ｍは後記Ｓ社所有の事務所兼工場の敷地として、宅地Ｎは同社の社宅の敷地としてそれぞれ平成19年から賃貸借契約によりＳ社に対し相当の地代で貸し付けていた。この貸付けに当たり、権利金の授受は無く、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。

なお、宅地Ｍ及び宅地Ｎを遺贈により取得した子Ａは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、Ｓ社に対する宅地Ｍ及び宅地Ｎの賃貸借契約による貸付けを継続しており、Ｓ社は同社の事業の用に供している。

ズバリ的中!

〔第二問〕【資料１】３（8）
リ　株主総会　令和２年４月25日
この株主総会において令和２年２月29日を基準日、同年４月30日を効力発生日として、2,000,000円（１株あたり100円）の配当金（資本等の減少によるものはない。）の支払が決議された。

●直前予想答練　第２回〔第二問〕【資料１】３（4）
ヌ　M社は直前事業年度の末日を基準日として、2,400,000円の配当を行うことを令和２年５月25日の株主総会にて決議しており、翌26日に株主に支払われた。

〔第二問〕【資料１】３
(9)　友人Uに対する貸付金は、配偶者乙へ遺贈する。
この貸付金の内容は以下のとおりである。なお、友人Uの財政状態は良好であり、利息は滞りなく支払い期限までに支払われている。

貸付金	16,000,000円
約定期間	３年
利率	1.2%
支払い方法	年１回後払い
最終利息支払日から相続開始日までの日数	219日
利息の計算	日割計算

●直前対策講義　第３回　補助問題【資料１】３
(8)　貸付金債権は、配偶者乙が取得する。
この貸付金債権は友人Yに対するもので、その内容は次のとおりである。
①　元本の額　15,000,000円
②　年利率　1.6%
③　貸付日　令和元年12月15日
なお、利息の計算は月割りによるものとし、１月未満の日数があるときは１月とする。

〔第二問〕【資料１】３
(10)　宅地Vは、配偶者乙へ遺贈する。
宅地V（225㎡）は、路線価地域（普通住宅地区）に所在しており、その地形等は以下のとおりである。なお、宅地Vは、上記(9)の友人Uに対する金銭の貸付に当たって、Uから譲渡担保として所有権を移転されたものであり、相続開始日現在、空き地である。

●合格情報補助問題【資料１】４
(4)　友人丙からの借入金　2,000,000円
なお、被相続人甲は、この借入金の担保として、車両3,000,000円（相続開始時の時価）の所有権を友人丙に移転していた。なお、共同相続人間の分割協議により子Aがこの借入金を完済した場合には、この車両は、子Aに与えられることになっている。

〔第二問〕【資料１】３
(11)　W社株式20,000株は、長女Bへ遺贈する。
この株式は、東京証券取引所１部に上場されている株式で、その株価等の状況は以下のとおりである。
①　株価の状況
課税時期前後の最終価格

５月28日	772円	５月29日	660円	５月30日	休み
５月31日	休み	６月１日	666円	６月２日	665円

令和２年５月１日から同年５月28日までの毎日の最終価格の平均額	770円
令和３年５月29日から同年５月31日までの毎日の最終価格の平均額	660円
令和２年６月の毎日の最終価格の月平均額	640円
令和２年５月の毎日の最終価格の月平均額	763円
令和２年４月の毎日の最終価格の月平均額	777円

②　株式の割当ての基準日	令和２年６月２日
③　権利落の日	令和２年５月29日
④　株式割当ての日	令和２年８月１日
⑤　株式の割当数	株式１株につき0.20株を割当てる
⑥　払込金額	株式１株につき50円

●実力完成答練　第２回〔第二問〕【資料１】３
(10)　Q社の株式　5,000株
この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その株価等の状況は次のとおりである。
イ　課税時期前後の最終価格
６月８日　1,209円、６月９日　1,008円、６月10日　1,004円
ロ　毎日の最終価格の月平均額

令和２年６月の毎日の最終価格の月平均額	1,055円
令和２年６月１日から同年６月８日までの毎日の最終価格の月平均額	1,214円
令和２年６月９日から同年６月30日までの毎日の最終価格の月平均額	998円
令和２年５月の毎日の最終価格の月平均額	1,217円
令和２年４月の毎日の最終価格の月平均額	1,212円

ハ　増資の状況

権利落の日	令和２年６月９日
株式の割当の基準日	令和２年６月10日
株式の割当の日	令和２年６月30日
株式の割当数	株式１株に対し0.2株を割当て
払込金額	株式１株につき50円

〔第二問〕【資料１】３
(12)　X社の転換社債型新株予約権付社債（以下「X社転換社債」とする。）は長女Bへ遺贈する。
X社転換社債は、金融商品取引所に上場されている転換社債又は日本証券業協会において店頭転換社債として登録された転換社債以外の社債である。なお、X社の株式は東京証券取引所に上場されている。
その内容は以下のとおりである。

券面額	20,000,000円
発行価額（券面額100円当たり）	100.00円
利率	年0.50%
前回の利払い日から相続開始時までの日数	146日
X社の株価の状況	
令和２年６月１日の最終価格	1,280円
令和２年６月中の毎日の最終価格の月平均額	1,300円
令和２年５月中の毎日の最終価格の月平均額	1,230円
令和２年４月中の毎日の最終価格の月平均額	1,188円
令和２年３月中の毎日の最終価格の月平均額	1,110円
転換価格	1,250円

●全国公開模試〔第二問〕【資料１】３
(8)　O社の転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債」という』（券面額50,000,000円）は、養子Dが取得する。
この転換社債は、金融商品取引所に上場されておらず、かつ、日本証券業協会において店頭転換社債として登録されていないものであり、その内容は次のとおりである。なお、転換社債を発行したO社の株式は、取引相場のない株式である。

イ　O社の課税時期における発行済株式数	500,000株
ロ　転換社債の発行総額（券面額100円当たり100.00円）	200,000,000円
ハ　利率年	年1.2%
ニ　既経過日数	146日
ホ　転換価格	1,800円
ヘ　課税時期までにO社の株式に転換した転換社債の券面総額	20,000,000円
ト　財産評価基本通達の定めにより評価した課税時期におけるO社の株式の１株当たりの価額	1,908円

ズバリ的中!

〔第二問〕【資料１】７

⑴　被相続人甲に関係する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区　分	①ａ生命保険	②ｂ生命保険	③ｃ生命保険	④ｄ生命保険
保険契約者	被相続人甲	長女Ｂ	養子Ｄ	配偶者乙
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	配偶者乙	母戊
保険料負担者及び負担割合	被相続人甲 全額	被相続人甲 全額	被相続人甲 2/3 配偶者乙　1/3	被相続人甲 1/2 父丁　1/2
保険金受取人	配偶者乙	次男Ｃ	被相続人甲	被相続人甲
保険金額	15,000,000円	20,000,000円	10,000,000円	年1,500,000円
支払済み保険料	10,000,000円	15,000,000円	5,000,000円	15,000,000円

①　ａ生命保険契約については、相続開始時において、払い戻しを受ける前納保険料が80,000円ある。

②　ｂ生命保険契約については、契約者貸付金が3,000,000円あり、これを控除した保険金が支払われている。なお、契約者貸付金の未払利息はないものとする。

③　ｃ生命保険契約について、被相続人甲の相続開始時において、この契約を解約した場合にｃ保険会社から支払われる解約返戻金の額は、3,000,000円である。源泉徴収されるべき所得税の額はない。

〔第二問〕【資料１】７

⑵　被相続人から生計の資本として生前に贈与を受けた状況は以下のとおりである。

被相続人甲からの贈与について、相続時精算課税の適用を受けた者はなく、令和元年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。なお、これ以外の贈与については、考慮する必要はないものとする。

贈与年月日	贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の時価	相続開始時の時価	備考
平成27年５月20日	被相続人甲	養子Ｅ	現金	4,000,000円	－	※１
平成30年２月１日	被相続人甲	長女Ｂ	株式	2,000,000円	1,500,000円	
平成30年５月10日	夫Ｂ′	長女Ｂ	居住用財産	23,000,000円	22,500,000円	※２

（※１）贈与により直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与（銀行の支店に預け入れ）を受けており、租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定による贈与税の非課税の規定の適用を受けている。なお、養子Ｅは、同年12月10日に夫Ｂ′の母からも6,000,000円の贈与を受け、同じく同法の贈与税の非課税の規定の適用を受けている。被相続人甲の相続開始の日における、養子Ｅの租税特別措置法第70条の２の３第１項の規定の適用に係る取り扱い金融機関の支店が記録した結婚資金支出額は2,800,000円である。

●直前対策講義　第５回　補助問題【資料１】５

５　被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区　分	①ａ生命保険	②ｂ生命保険	③ｃ生命保険	④ｄ生命保険
保険契約者	被相続人甲	配偶者乙	被相続人甲	子Ｂ
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲	子Ｂ
保険料負担者	被相続人甲 1/2 配偶者乙　1/2	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲 1/2 配偶者乙　1/2
保険金受取人	孫Ｄ	配偶者乙	子Ｂ	孫Ｄ
保険金額	30,000,000円	年2,000,000円	20,000,000円	40,000,000円
支払済み保険料	－	－	－	16,000,000円

㈱１　生命保険契約は、いずれも日本に本店のある生命保険会社との契約である。これらの生命保険契約のうち、保険事故が発生したものに係る保険金は、各契約の保険金受取人とされた者が受領した。

２　Ｒ生命保険契約の保険金額は、一時金の額20,000,000円を10年間にわたり利息を付して支払われるものの年額（利息相当額を除く。）である。

３　Ｔ生命保険契約の解約返戻金は、相続開始時において保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる金額である。

●直前対策講義　第６回　補助問題【資料１】７

⑵　相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から、次の表のとおり贈与を受けており、令和元年分までのものは贈与税の申告と納税が必要なものについては、適法に済ませている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価
平成30年３月１日	養子Ｅ	現　金	10,000,000円
平成31年２月１日	配偶者乙	土　地	3,000,000円
令和元年12月21日	養子Ｄ	上場株式	6,000,000円

㈱１　養子Ｅが平成30年に贈与を受けた現金は、結婚・子育て資金として受領したもので取引金融機関を通じて結婚・子育て資金非課税申告書が適切に提出されているが、被相続人甲の相続開始時において養子Ｅは結婚・子育て資金の支出をしていない。

ズバリ的中!